

新役員決定

新会長挨拶

愛媛県神道青年会会長

池内公和



第20号

昭和62年6月30日
発行

〒790 松山市道後
桜谷町173

愛媛県神社庁内
愛媛県神道青年会
0899-21-7875



この度、昭和六十二年年度の定例総会におきまして、はからずも会長に選出され、矢野前会長の後をお引受けすることになりました。再発足より十六周年となり、初代会長和田氏より受継いで六代目の会長として、もとより浅学非才故その責務の重大さを痛感し、身の引き締まる思いが致します。

果たしてこの重責をまっとう出来ますか、いささか不安ではありますが、私なりに全力を傾けて責任を果たして参りたいと思えます。

この上は、これからの二年間の任期中何卒、神青会員はもとより先輩諸兄はじめ、各神社の宮司様方、神

社庁執行部皆様方の暖かい御指導と御支援を切にお願ひ申し上げる次第であります。

さて、神道青年会執行部は、先の定例総会において決議致しました活動方針ならびに事業計画に則り、その実践に邁進してまいります。現在、愛媛県神道青年会での最も重大な問題点となっておりますのが、活動参加人員の減少問題であります。

現在県内に四十歳以下の神職の数は約百名ほど在職していますが、実際に会費を納入頂き内部活動に参加頂いています会員は四十名程度であります。これでは本会の活動維持発展は望まれません。そもそもこの愛媛県神道青年会の再発足の目的は、同じ斯道を歩む若手神職が、それぞれの中で、互いに知りあい、その語り合いの中にそれぞれの立場を理解し、返しては自己への励ましとして、目標はあくまでも高く、遠く、大きくだが、そこへ到達するための日々の活動は常に身近かな、もっと具体的な目の前の事柄への取組みから、個々の研鑽に当たるのが目的でありました。今一度この主旨を会員各自が再確認して頂きまして、各種研修へ

祝祭日には

国旗を

かかげましょう

会長 池内公和

副会長 本多洋

同 柳原 幸△

同 御田村 俊一

理事 湊 照彦△

同 武智 正人

同 鴨頭 司

同 浅海 宜英

同 重松 正寛

同 井上 忠史△

同 佐藤 豊

同 主輪田 長貞

同 松浦 徳芳

同 吉田 充邦

同 田内 逸种

同 都子野 清彦

顧問 十亀 興美

同 長曾我部 延昭

同 清家 貞宏

同 矢野 哲夫

会並びに会合に御案内致しますので積極的に参加下さいますようお願い申し上げます。

新執行部におきましても、今後この点に留意して四年間の任期中会員同志連帯を深めていく各種研修会、親睦会を積極的に開催していく所存であります。

さて、対外的時局問題と致しましては、全国神社界の注目を集めました先の岩手県護国神社玉串訴訟の結審では、全面的原告の敗訴になりましたが、続いて愛媛県におきましても間もなく結審の日が近くなり、その判決が注目されます。

そして、神宮の第六十一回式年遷宮を真近にして、国民啓蒙運動を継続的にはかるべき活動等、様々な活動方針が山積みしています。

こうした問題は、まったく他人事ではなく、民主主義を履き違えたような一部報道が堂々と罷り通る今のままの世の流れでは、会員各自の末端まで、いつかは様々な問題として悪影響を及ぼすことでありましょう。そうになった時点ではもう取り返しつかないことになってしまいます。この点につきましても、次代を担う責任者としての自覚を各自新たに心

して、愈々精進すべきと確信致します。

以上、組織の活性化と自己研修の向上を骨子として、会員諸氏の温か

い御理解と御協力をお願い申し上げます。そして、今後の愛媛県神道青年会活動に御参加下さいますようお願い申し上げます。(加茂神社祈宜)

第十三回四国地区神青氏青合同研修会

講演「天皇と日本」

皇学館大学学長 田中卓先生

〔会報第19号より続き〕

そこで、建国記念の日というのはいったいどちら側の決め方であるかということが問題になります。もし事実の日を決めると言われるのなら、私は古代史の専門家として、そういう日は決められませんと言わざるを得ません。なぜならば、日本の国は百年や二百年前に出来た革命の国ではないのです。まず小さい大和朝廷が出来て、それがだんだん大きくなって行くわけですから、革命をもって国が出来た近代国家であれば何年何月に国が出来たと言えますが古代においてはそういうことは絶対に言えないわけです。自然に発展してきたわけなのです。これは日本だけではありません。どの国でも古代において国を成した処は、何

年何月何日に一遍に国が出来ましたという国はないのです。更に加えて言いますと、日本に於てはそんな二千年近い前には、まだ暦もないし文字もないのです。しかも古代国家がだんだん発展してゆく状態の中で、年月日を事実として言えといわれても私共学者といたしましては言えない、つまりわからないということがわかっていくのです。これが学問です。なんでもわかると思ったら大間違いです。わからないことはわからないと言えよ。それをわからなければ承知しない。祝日として置いてはいけないというのを、「無理を承知の横車」というのです。出来な

国記念日を置かすまいとして頑張ってきたのが共産党です。私共としては、日本は古い国であるから事実の日を言えといわれてもこれは言えないのです。だからもう一つの決め方であるところのふさわしい日をもって決めましょうと主張してわけです。ふさわしい日ということになれば、いうまでもなく一番古い歴史の書物の日本書紀であります。古事記がそれより八百年前に出来ておりますけれど、古事記には年月日が残っておりません。そこで日本書紀によって神武天皇の正月元日に御即位の令を上げられたと伝えてありますから、この日が最もふさわしいのではないかと云うのが私共の意見なのであります。正月元日というのは旧暦であります。明治六年に新暦に切り換えて計算をしますと、この旧暦から新暦へは毎年変わるわけです。そこで毎年変ったのは困るので、明治七年の令によってこれを計算すれば二月十一日になったわけです。そこでこの日を紀元節としてずっと祝ってきたわけです。決して建国の日として祝ってきたわけではありません。これは昔の人、明治時代の人も理解していません。祝ってき

たわけなのです。そして、今出来ています祝日も建国記念の日として、

祝っているのでありまして、決して建国の日として祝っているわけではないのです。つまり、建国を記念する日としてもっともふさわしいというので二月十一日を祝っているのではありません。ですから、いったんどこがおかしいのか、むしろ逆に私共から聞きたいわけです。もし、それ以外にもっともふさわしい日があるというのなら教えてもらいたいと思います。

この建国の日ができません時に、これは昭和四十一年ですが六月に国会においてこの問題が審議されました。建国記念日を置くことがまじく決まったのです。

これには自民党はもちろん賛成でした。社会党、民社党も賛成でした。三党の共同提案でそれが出ているのであります。公明党は参加していませんが、公明党の議員総会において賛成しております。つまり公明党としても建国記念の日を置くことには賛成した訳です。共産党だけは終始反対しました。だからこの建国の日を置くについては少なくとも四党は賛成したわけですから、したがっていつの日にも置くかということについてのそれぞれ意見を述べた訳です。共産党の意見というのは、いつの日であろうとも建国の日など作っ

てしまったら、もう革命する必要があるのではないのかということなのです。

彼らは今の国を潰して別の国を造ることによって革命記念日を置きたい訳なのです。ですから、共産党は建国記念日を置くこと事態に終始反対をした。他の政党はみんな賛成したけれども戦前に求める説と戦後のある日に求める説とに分れたということなのです。ですから、建国記念の日をいつに置くかということだけで政党の性格が決まってくるわけです。

私共は日本の国は戦後に出来たのではなく、戦前とつながるのだということを終始主張してきたのであります。今までの話をもう一度まとめます。今までの話をもう一度まとめると申しますと、日本の国というのは私の説ですとだいたい二十年近い前に大和朝廷がまず出来て、それを基にしてだんだんと発展していつて今日の日本になった。

そして我々の祖先というものは皆どこかで交わり合っているのだから、いわゆる同胞であって中心にずっと一巻して統治してこられたのが天皇でいらっしゃる。ですから一君万民なのです。これも日本の歴史の事実なのです。別に理想論をいつているのではないのです。これをまず

お互いに了解しようではありませんか。これが第一です。そこで一君万民の姿というのは望ましいのか、否か、という問題が起ってくる訳です。

結論から申しますと、こういう問題は何も今新しく起った訳ではないのでして、昔からいろいろな学者が議論をしてきたことです。たとえばプラトン、ギリシャの偉大な哲人プラトンが「国家論」という本を書いておりませんが、これを御覧になればはっきり書いています。彼は当時民主政治の世の中にいた訳でして民主政治の長所というものも十分に承知しております。ところが、本当に哲学的に考えていくと民主政治よりも君主政治よりも君主政治の方が望ましいのです。ただ如何せん、その君主は時に横暴な者も出て来るので、こういうことに対して心配をするとう民主政治の方がよいのではないかというところですけれども、本当の哲人政治を行なうような君主がいたならばそれが最も理想的な国家形態であるということを描いてあります。今の国家論という本についてはいろいろの翻訳が出ていますけれども、私にここに引き寄せましたのは「世界大思想全集」の一巻に納められている翻訳で申します。これはいわゆる民主政治というものに対してプラトンが非

常に手厳しい批判をしております。非常におもしろい文章なのです。民主政治は制度を得る一種のパザールであって好き勝手な物を手に入れることができる。そして選択が終った時国家を建設することができるよう。彼らは我々の注意など全然踏んづけて優位の政治家を作る為にはなんら手段をも講じない。そして大衆のとうたる事を告白する人には誰にも名譽を与えるのである。これは非常に皮肉な言い方をしているのです。こういふ、あるいはこれに類似の性質な民主政治に特有なものである。繰り返して言えば、外見は甚だ立派であるが難多と混乱に満ち、平等と不平等とに対して一種の平等を与える物、これが民主政治である。彼らは不必要な快樂に対しても必要な物に対する不と同額の金と時と努力を費やしつづ生活するのである。彼らの生活には法則も秩序もないのである。これは生活における法則秩序というものは非常に大事なことで、たとえば国家だとか国旗を決めるのはけしからんという空気が今あるのです。正にこのプラトンの当時における民主政治にもそれがあつた訳です。ですからその彼らの生活には法則も秩序もないのである。しかし彼等は

この混乱した生活を喜びとも幸福へ

とも自由と考えてこれを続けていく、その具体的に例が書いてあります。次第に秩序の紊乱が私人の家庭に蔓延して彼らを動物の状態に引き入れるようになる。正にその通りです。秩序がなければ人間は動物になっていく、動物の状態に引き入れるようになる。つまり父親は息子のレベルに迄落ちることによって息子を恐れるようになり、息子は父親と同じレベルに立って両親のいずれも尊敬しないということになる。正に日本の状態です。こういう国家では先生は生徒を恐れてその機嫌をとり生徒は先生を軽蔑してこれを監督する。今の日本の状態です。青年と老人との関係もこれと同一である。青年は老人と肩を比べて、言うにも行うにもとかくこれと衝突する。老人は青年に追従してそれでいい気になっている。彼らは意地が悪いとか威張っているとか思われるのが厭さに青年の不を真似るのである。その上こういう状態で市民達は馬鹿に鋭敏になっているから権威の一触れにもいきり立って遂には御存知の通り法律さえも無視するのである。正文であると否とは問う処ではない。彼らを拘束する一切を排除するのである。これがプラトンの文章なのです。今から二千三百年前にプラトンが当時の民

主政治の弊害をかくの如く具体的に説いている。それが今の日本の姿なのです。こういう事を見て来ますとプラトンは何が一番望ましいかといったら、それは哲人が君主となって政治をしている。これが有名なプラトンの哲人政治です。理想国家論であります。

プラトンがこれを述べた時にはまだ日本の国が出来ていなかったですから、プラトンは日本の事は知りませんけれども、おそらく今プラトンがいたとしたら彼は日本のこの一君万民の国体こそ彼の言う理想政治だと言うに違いない。私はそう信じます。

そういう事をどうか皆さん広く質問をして、哲学者のそういう書物などもしっかりと読んで自分も納得し、人にも説いてもらはなければならぬ。それが青年の務めです。老人になりますとそういう勉強をする力がなくなりすけれど、皆さんなら出来る。そういう風に今後一つ努力をして頂きたいと思うのです。決して日本の天皇政治というものは、そんな古くさいものでもなんでもない。むしろプラトンが理想とした姿を今日本は実現している訳なのです。

講演録音テープより記述 (つづく)
(和霊神社権祿宜・久保盛浩)

昭和六十一年度
定時総会開催さる

新役員選出

第十六回愛媛県神道青年会定時総会は、去る四月十一日午後一時より松山市永代町「伊予鉄福社会館」に於て神社庁より長曾我部部長様を始め来賓の方々を迎え会員多数出席のもとに開催され、矢野会長、長曾我部部長様挨拶に続き、昭和六十一年度決算、活動報告の承認を得た後、任期満了に伴う役員改選に移り、

会 長	池内 公和
副会長	本多 洋
監 事	柳原 宰 田内 逸和
事務局長	都子野清彦 御田村俊一

を選出いたしました。
引続き、昭和六十二年活動方針、事業計画並びに予算案が審議され、左記の通り決定された。

お願

青年神職年会費は四〇〇〇円になっておりますので、未納の方は至急ご納付願います。会費は会運営の基本となるものですので、よろしくご協力の程お願い申し上げます。



昭和六十一年度 活動 報告

愛媛県神道青年会

61
4
4

四国ブロック研修会

四国打ち合わせ

六十一年度神青総会

護国神社玉串裁判

傍聴券取り

神青協三十八回定期総会

第一回役員会

四国四県合同戦没者慰霊祭

於 トラック島

サイパン島

玉串裁判傍聴券取り

観月神楽の夕べ

玉串裁判傍聴券取り

全神協セミナー

四国四県研修会

最終打ち合わせ

会報若竹 十八号発刊

伊勢神宮遷宮委員会

伊勢神宮遷宮委員会

四国四県神青氏青

合同研修会

(道後プリンスホテル)

(新居浜住友クラブ)

(県裁判所)

(神社本庁)

(神社本庁)

(県裁判所)

(和霊神社)

(県裁判所)

(神社本庁)

(プリンスホテル)

(プリンスホテル)

(山口)

(新編)

(道後プリンスホテル)

8
26
27

四国地区神青神道行法錬成会 (香川県)

役員会 (県神社庁)

反省会 (県神社庁)

四国四県合同研修会 (県神社庁)

和儿ド駅伝伝達式 (県神社庁)

ポスター・拝礼看板配布 (県神社庁)

役員会 (県神社庁)

護国神社玉串裁判 (県神社庁)

初詣テレビスポーツ放映 (テレビ愛媛)

北方領土返還愛媛県民大会 (テレビ愛媛)

六十二年度新年互礼会 (テレビ愛媛)

建国記念日パレード打ち合せ (道後葛城)

建国記念日祝賀祭案参加 (みゆき会館)

全国神道青年協議会 (県民館)

中央研修会 (栃木県)

会報若竹 十九号発刊 (栃木県)

玉串裁判傍聴券取り (県裁判所)

神政連青年隊代表者研修会 (県裁判所)

全神協臨時総会 (県裁判所)

役員会 (神社本庁)

監査会 (神社本庁)

四国四県連絡会 (阿沼美神社社務所)



第13回 四国四県神青氏青合同研修会決算書

歳入

科目	目	予算金額	決算	比較増減	付	記
研修会参加費		600,000	806,000	+206,000	宿泊研修 50, 宿泊無し 8	
各県拠出金		200,000	200,000	0	四県 各 5万	
助成金		250,000	220,000	- 30,000	四国四県神社庁 各 5万 神青協 全国氏青協	
賛助金		660,000	1,808,000	+1,148,000		
雑収入		0	0	0		
合計		1,710,000	3,034,000	+1,324,000		

歳出

科目	目	予算金額	決算	比較増減	付	記
研修会費		500,000	717,170	+217,170	会場費、研修会バフフレット	その他
講演会費		150,000	217,100	+ 67,100	講師謝礼 2名	
宿泊費		750,000	270,000	-480,000	54名 講師含む	
事務費		120,000	133,470	+ 13,470	案内場、記録テープ、その他	
玉串料		20,000	10,000	+ 10,000		
交通費		100,000	0	-100,000	神社庁規定により地方研修所 交通規定を構築する	
通信費		20,000	34,710	+ 14,710	案内状、はがき、礼状、その他	
親睦会費		30,000	54,800	+ 24,800	ソフトボール大会会場費、その他	
雑費		20,000	0	- 20,000		
合計		1,710,000	1,439,250			

神道青年会15周年記念事業

項目	予算金額	決算	比較増減	付	記
拝礼用看板	750,000	365,540	-384,460	看板送料を含む	
年末初詣 テレビスゴット放映	500,000	325,000	-175,000	年末10秒スゴット テレビ裏面	
合計	1,250,000	690,540			

※ 総収入 3,034,000 円
研修会決算 1,439,250 円
15周年記念事業 690,540 円

残金 904,210 円

61年度一般会計へ繰込み

昭和61年度 決算書

歳入の部

項目	本年度予算案	年度決算	増減比較	付	記
1 会費収入	300,000	304,000	+ 4,000	46名 新年互礼会参加費	
2 助成金	450,000	250,000	-200,000	神社庁助成金15万 神青対抗費 10万	
3 寄付金	700,000	390,255	-309,745		
4 雑収入	5,972	904,210	+594,465	15周年記念事業より繰込み 小雑費、マラソン米印収入	
5 繰越金	214,028	214,028	+117,428		
合計	1,670,000	2,185,893	+515,893		

歳出の部

項目	本年度予算	本年度決算	増減比較	付	記
1 会場費	300,000	239,755	- 60,245	総会、新年互礼会	
2 研修会費	200,000	386,380	+186,380	御月神楽、祝、中央研修会、その他	
3 事業費	400,000	160,000	-240,000	15周年記念事業は特別会計へ	
4 広報費	200,000	166,540	- 33,460	若竹 18・19号	
5 事務費	80,000	51,330	- 28,670	切手、葉書、送料	
6 備品費	10,000	0	- 10,000		
7 旅費	300,000	140,000	-160,000	東京 7回	
8 慶弔費	20,000	26,000	+ 6,000		
9 分担金	140,000	390,200	+250,200	天童階下蔵在位60年記念事業 ワールド駅	
10 雑支出	5,000	13,920	+ 8,920	神楽打合せ茶菓子代、その他	
11 予備費	15,000	0	- 15,000		
合計	1,670,000	1,574,125	- 95,875		

歳入合計 2,185,893 円
歳出合計 1,574,125 円

611,768 円 内訳 振込口座金 45,010 円
現金 166,758 円
別途積立金 160,103 円
定期貯金 400,000 円

監査報告 上記各項目監査の結果相違ないことを
認めます。

監事 田内 浩 和 彰
堀子野 清 彦 彰

昭和62年8月20日

昭和62年度 予算 (案)

歳入の部

項 目	本年度予算	前年度予算	増減比較	付 記
1 会費収入	300,000	300,000		
2 助成金	450,000	450,000		神社庁助成金, 時局対策費
3 寄付金	600,000	700,000	-100,000	
4 雑収入	8,232	5,972	+ 2,260	
5 繰越金	211,768	214,028	- 2,260	
合 計	1,570,000	1,670,000	-100,000	

歳出の部

項 目	本年度予算	前年度予算	増減比較	付 記
1 会議費	300,000	300,000		会員会費
2 研修教化費	200,000	200,000		
3 事業費	500,000	400,000	+100,000	初詣ポスター, 初詣テレビスポット
4 広報費	140,000	200,000	- 60,000	会報 若竹 20・21号
5 事務費	50,000	80,000	- 30,000	郵税, その他
6 備品費	10,000	10,000		
7 旅 費	200,000	300,000	-100,000	中央派遣費 1回 2万
8 慶弔費	20,000	20,000		
9 分担費	140,000	140,000		全神協への分担金 四国ブロック, 櫻
10 雑支出	5,000	5,000		
11 予備費	5,000	15,000	- 10,000	
合 計	1,570,000	1,670,000		

歳入合計 1,570,000 円

歳出合計 1,570,000 円

昭和62年4月11日

愛媛県神道青年会会長 池内公和

昭和六十二年

活動計画(案)

- 一、中央研修会への参加
- 一、四国ブロック合同研修会への参加・促進(徳島)
- 一、四国ブロック複練成会への参加・促進(高知)
- 一、四国ブロック合同戦没者慰霊祭への参加
- 一、東中南予ブロックの自主的活動を推進
- 一、式年遷宮啓蒙運動
- 一、新年互礼会の開催(中予)
- 一、会員への勧誘・増強
- 一、神楽と観月神楽の夕べ(中予地区神社)
- 一、神耆研修会の開催
- 一、初詣ポスターの配布・初詣テレビスポットの放映
- 一、その他役員会で決定する事業



事業委員会 本多

- 初詣ポスターの配布
- テレビスポットの事業
- 委員会で決定する事項
- 教化委員会 佐藤

- 研修旅行の実施
- 各種研修会の開催
- 委員会で決定する事項
- 広報委員会 浅海

- 会報「若竹」20・21号発行
- 委員会で決定する事項

- ◇会合にはできる限り出席致しませう
- ◇返信葉書は、出欠にかかわらず投函致しませう
- ◇時間は厳守(遅れる場合は連絡)しませう
- ◇会運営維持のため会費は必ず完納しませう

第五回観月神楽

の夕べの御案内

愛媛県神道青年会主催による第五回「観月神楽の夕べ」の開催が左記の日程で行われます。改めて中予地区の皆様には御案内致しますので、御観覧下さいませよう御案内申し上げます。

日時 昭和六十二年九月七日(月)

午後七時 開演 九時 終演

場所 松山市高井町一二五八

波賀部神社 武智圭邑宮司

(雨天延期 九月十日)

昭和六十一年度 寄付助成者御芳名

(前号より続き)

- 金参萬円也
- 神社 庁 大洲 支部 殿
- 神社 庁 宇和山支部 殿
- 金壹萬円也
- 三島 神社 横田 清光 殿
- 天満 神社 武智 成彬 殿
- 高家八幡神社 都子野政子 殿

お詫びと訂正

会報十九号への記載漏れとお名前の誤報がありました。左記関係されました皆様方には大変御迷惑をおかけ致しましたことを深くお詫び申し上げます。

金壹萬円也

高家八幡神社 都子野政子 殿

日吉 神社 都子野清彦 殿

記載訂正

三島神社 吉田充邦殿を三島神社

吉田充敏殿に訂正させていただきます。

編集後記

★大変遅くなりましたが、会報二〇号をお届けします。
★会報編集部では皆様からの様々な原稿をお待ち致しています。お気軽に投稿願います。
(潮早神社祭宜・浅海宣英)